

複合サーバ及びファイアーウォール機器賃貸借
仕様書

令和８年１０月

五所川原市総務部デジタル行政推進課

1 件名

複合サーバ及びファイアーウォール機器賃貸借

2 目的

五所川原市で現在運用しているメール・DNS・プロキシサーバ（以下「複合サーバ」という。）及びファイアーウォール機器は、令和２年度に構築したもので機器の老朽化が進んでいることや、保守部品の調達が困難となることが明らかであるため、機器の更改を行い安定したサービスの提供を目的とする。

3 賃貸借期間

令和９年７月１日から令和１４年６月３０日まで（６０カ月）

4 業務内容

複合サーバ及びファイアーウォール機器のハードウェア更新に伴い、メールサーバ機能、DNSサーバ機能、プロキシサーバ機能、ファイアーウォール機器の環境設定作業を実施する。

（１）ハードウェア・ソフトウェア要件

ア 複合サーバは次の仕様を満たすこと。

- ① 同一機種、同一設定の機器を２台用意し冗長化すること。冗長構成はコールドスタンバイ方式とする。
- ② 別紙「機器仕様書」の条件を満たす同等品以上のものとする。
- ③ ラック搭載に必要なレール等を装備し、ラックに確実に固定すること。
- ④ SMTP 機能を有すること。
 - ・市が現在運用している SMTP の設定情報を調査し、現在市が設定している SMTP サーバの各種設定と同じ設定が行えること。また、遂行するうえで、セキュリティ上の問題がある場合は、是正案の提案、設定を行うこと。
- ⑤ Proxy 機能を有すること。
 - ・市が現在運用している Proxy の設定情報を調査し、現在市が設定している Proxy サーバの各種設定と同じ設定が行えること。また、遂行するうえで、セキュリティ上の問題がある場合は、是正案の提案、設定を行うこと。
- ⑥ DNS 機能を有すること。
 - ・市の管理者の要望があった場合、受託者は DNS の各種新規設定及び変更を行うこと。
 - ・市が現在運用している DNS の設定情報を調査し、現在市が設定している DNS サーバの各種設定と同じ設定が行えること。また、遂行するうえで、セキュリティ上の問題がある場合は、是正案の提案、設定を行うこと。
 - ・特定の IP アドレスからのみゾーン転送の要求を受け付ける機能を有すること。
 - ・ソフトウェアの脆弱性が公開された際には直ちに修正を行うこと。
- ⑦ 現在のサーバ上のファイアーウォールで実施している設定を移行すること。また、移行に必要な調査は受託者が実施すること。

イ ファイアーウォール機器は次の仕様を満たすこと。

- ① 同一機種、同一設定の機器を2台用意し冗長化すること。冗長構成はコールドスタンバイ方式とする。
- ② 別紙「機器仕様書」の条件を満たす同等品以上のものとする。
- ③ 現在のファイアーウォール機器で実施している設定（ネットワーク設定、ポリシー設定、アカウント設定）を移行すること。また、移行に必要な調査は受託者が実施すること。また、遂行するうえで、セキュリティ上の問題がある場合は、是正案の提案、設定を行うこと。

ウ バックアップ用ネットワーク型ストレージ（NAS）機器は次の仕様を満たすこと

- ① バックアップ用ネットワーク型ストレージ（NAS）機器は1台とする。
- ② 別紙「機器仕様書」の条件を満たす同等品以上のものとする。
- ③ 複合サーバのバックアップデータ等の保存先として適切なネットワーク接続および共有設定を行うこと。
- ④ ハードウェアおよびドライブ等を含めた5年間の保守（先出しセンドバック保守等）を含むこと。

エ 無停電電源装置は次の仕様を満たすこと

- ① 無停電電源装置は複合サーバ（2台）に1台とする。無停電電源装置の冗長化は不要である。ファイアーウォール機器用の無停電装置は、既設の無停電電源装置を使用することとし、本調達に含めない。
- ② 別紙「機器仕様書」の条件を満たす同等品以上のものとする。
- ③ ラック搭載に必要なレール等を装備し、ラックに確実に固定すること。
- ④ 全ての機器の最大消費電力を担保できる容量とすること。
- ⑤ 意図しない停電時に、機器が安全にシャットダウン可能な、ハードウェア構成、ソフトウェア構成とすること。

（2）導入・構築、システム運用保守・障害対応等

- ① 既存の機器、サーバとの整合性が取れることを確認し、一元的な構築を実現すること。
- ② 既存の機器、サーバからデータ移行が必要な場合にも極力停止が発生しないよう実施すること。
- ③ 本システムの機能維持にかかる適切な保守を実施すること。
- ④ 構築時や設定変更時にOSイメージや設定情報のバックアップを行うこと。
- ⑤ 本システムにかかる問題・課題の把握に努め、システムの機能改善等の誠意ある対応を行うこと。
- ⑥ システムに関する問い合わせ等に対する運用、管理のサポート全般を行うこと。
- ⑦ 保守運用にかかわる担当SEは原則としてシステム構築時の担当者とする。
- ⑧ 市の求めに応じ、操作マニュアルを用意すること。
- ⑨ 必要とされる機器保守料及びライセンス料等について、全て5年分の費用を計上すること。
- ⑩ 問い合わせ等については、原則として平日（年末年始を除く）9時00分から17時00分の対応とすること。問い合わせ回数は年2回程度と想定する。なお、システム障害等

により、業務に支障が及ぶ事態が発生した場合には時間を問わず早急に対応すること。

5 作業体制、管理等

- (1) 作業計画書及び業務スケジュールに基づき、全ての作業の進行管理を行うこと。
- (2) 契約締結後、休日を除く 7 日以内に作業者全ての氏名、所属を明らかにした業務従事者一覧を提出すること。また作業員に変更があった場合は、速やかに変更後の体制表を提出すること。ただし、単なる物搬入等のみを行う作業員の明示は必要としない。
- (3) 作業員の中から業務責任者を指名し、市に通知すること。業務責任者は受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能を有する者でなくてはならない。
- (4) 進行管理は以下のように進めること。
 - ① 本業務を着手するにあたり、作業計画書及び業務スケジュールを提出し、随時更新すること（更新の際はその都度、市の承認を得ること）。
 - ② スケジュールの作成にあたっては、市と調整を行い、市の指示した作業日を設定すること。
 - ③ 市環境で作業を行う場合、以下の要領で実施すること。
 - ・作業前の説明
休日を除く作業予定日の 3 日前までに作業内容、作業時間、作業者等について市の承認を得ること。実施する作業は原則として、業務スケジュールに明示しているものでなければならない。ただし、障害対応、緊急対応等予定外の作業についてはこの限りではない。
 - ・作業後の報告
作業終了後、速やかに市に作業結果等を報告すること。
 - ・定期報告
市と受託者で協議のうえ、定めた期間ごと及び市の求めに応じ、作業進行、問題点について報告すること。
 - ・その他
作業の遅れ、事故の発生、また事故の可能性が予見できた場合には、直ちに市へ報告し、市の指示に従うこと。
- (5) 本仕様書に示す要件を満たしたうえで、正式稼働できることを確実にするため、最終検査前にテスト運用及び修正対応を行う期間を設定すること。対応不十分な事項があった場合は、速やかに修正対応すること。
- (6) 本稼働前に最終検査及び修正対応を行う期間を設定すること。対応不十分な事項や改善が望ましい事項があった場合は、速やかに修正対応すること。
- (7) 利用開始後であっても、検証不足と合理的に認められる場合には、必要な検証を実施すること。また、その結果、システムが本仕様適合しない事実が発見されたときは、速やかにシステムの修正を行うこと。ただし、システム修正にあたっては、稼働中のシステムの保守運用に最も影響の少ない方法をもって実施しなければならない。

6 守秘義務

個人情報の取り扱いについては別紙「個人情報取扱特記仕様書」の定めによる。

7 その他

本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者が協議のうえ、決定する

別紙 機器仕様書

1 複合サーバ（メール・DNS・プロキシサーバ）

項目	仕様内容	数量
形状	ラックマウント型（1U）とし、19 インチラックに搭載可能であること	2 台
CPU	インテル Xeon プロセッサ（8 コア以上）または同等品以上を搭載すること	
メモリ	16GB 以上（ECC メモリ）搭載すること	
HDD	SAS300GB 以上 RAID1 構成とすること（ホットスペアを搭載すること）	
NIC	1000Base-T ポートを 4 ポート以上搭載すること	
電源	ホットプラグ対応の冗長化電源を搭載すること	
	Red Hat Enterprise Linux (v.9) 相当の OS サービスセット（5 年サポート）およびサーバーバックアップソフト（Arcserve UDP 等）を適用すること	
その他	・5 年分のハードウェア保守（オンサイト保守および 2 年目以降の保守含む）を含むこと。 ・ラック搭載のためのレール等を含むこと（ラック型番：富士通 19R-264A2） ・ラックコンソール、KVM スイッチ及び KVM ケーブルは既設の物を使用することとし、本仕様には含まない（KVM スイッチ型番：富士通 PY-KVAA16）	

2 ファイアーウォール

項目	仕様内容	数量
形状	ラックマウント型（1U）とし、19 インチラックに搭載可能であること	2 台
インターフェース	10/100/1000BASE-T を 16 ポート以上搭載可能なこと 管理コンソール用インターフェースがあること	
ファイアーウォール機能	・性能：スループット 25Gbps 以上 ・最大同時セッション：3,000,000 以上	
その他	・5 年分のハードウェア保守を含むこと。 ・ラック搭載のためのレール等を含むこと（ラック型番：富士通 19R-264A2）	

3 バックアップ用ネットワーク型ストレージ（NAS）

項目	仕様内容	数量
形状	デスクトップ型またはラックマウント型（19 インチラック搭載可能、または専用設置スペースに設置可能なもの）	1 台
容量・構成	2TB 以上（1TB × 2 等、RAID1 構成等の冗長化構成であること）	
証跡管理	ファイアーウォールのシステムログを記録できること。	
その他	・5 年分のハードウェア保守を含むこと。	

4 無停電電源装置

項目	仕様内容	数量
形状	ラックマウント型（1U）とし、19 インチラックに搭載可能であること	1 台
定格電圧	100V	
定格容量	1200VA/1000W 以上であること	
その他	・5 年分のオンサイト保守を含むこと ・ラック搭載のためのレール等を含むこと（ラック型番：富士通 19R-264A2）	

個人情報取扱特記仕様書

(個人情報の保護に関する条例等の遵守)

第1条 受託者は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3条 受託者は、この契約による業務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により委託者に届け出なければならない。

2 受託者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう従事者を監督させなければならない。

3 受託者は、従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

(教育及び研修の実施)

第4条 受託者は、全ての従事者に対し、個人情報を取扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(守秘義務)

第5条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、第三者に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の管理)

第6条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出してはならない。

3 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時等の対応)

第8条 受託者は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

2 委託者は、この契約に関し個人情報の漏洩等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、この契約による業務については、再委託をしてはならない。ただし、委託者の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受託者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全ての事項を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約関係に関わらず、委託者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第10条 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第5条の規定に準じるものとする。

2 受託者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と派遣元との契約内容に関わらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、委託者に対して責任を負うものとする。

(立入調査)

第11条 委託者は、受託者がこの契約による業務の履行に当たり取扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、受託者に報告を求め、又は受託者の作業場所を立入調査することができる。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、委託者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第13条 受託者は、この契約に関する業務において、本特記仕様書の定めに反した取扱いにより委託者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。